

# 役員及び評議員並びに 評議員選任・解任委員 の報酬等に関する規程

社会福祉法人まちだ育成会

町田市山崎町 1214-1

電話 042-794-4888

FAX042-792-6388



# 役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員 の報酬等に関する規程

## （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人まちだ育成会の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

## （定義）

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

## （理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会の出席報酬等）

第3条 役員が理事会の会議に出席したときは、別表1により、1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。尚、同日に行われる複数回の理事会に出席した場合は支払わないものとする。但し、同日にあわせて法人の業務に当たった場合は、第4条による報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により、1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条による報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が同委員会に出席したときは、別表1により、1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。尚、監事を兼ねる評議員選任・解任委員が理事会又は評議員会に出席し、且つ同日に開催された評議員選任・解任委員会に出席したときは、評議員選任・解任委員会の出席に係る報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。但し、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条による報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## （役員及び評議員の勤務報酬等）

第4条 役員又は評議員が理事会（出席）又は評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表2により、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 前項の報酬は、別表2に定める報酬を限度額とし、その業務内容の区分に応じ、それぞれ別紙1により支払うものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事長の勤務報酬等)

第5条 理事長が第3条及び第4条にかかわらず、常勤の場合は、別表3による月額報酬額を上限として報酬を支払うことができる。

2 第1項に該当する場合の報酬月額は、常勤性、業務の実態等を考慮した上で、理事会の承認を得て決定する。

3 第1項に該当する場合、給与等規程第11条第9項及び第10項に定める「通勤手当」及び「駐車場手当」を、同規定に従い支給する。

(監事の勤務報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び、運営状況の指導又は監査等の業務に当たった場合は、別表2により、報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合の旅費の支払いについては、就業規則第36条及び給与規程第15条に基づき別に定めた出張旅費規程の各規定を準用する。ただし、第2項に定める報酬についてはこの限りでない。

2 前項に定める旅費のほかに、日当として1日につき10,000円の報酬を支払う。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(支給方法)

第8条 この規程に定める報酬の支払いは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次のとおり支給する。

(1) 第3条、第4条及び第6条に定める報酬

支給日 第3条に定める出席の日又は第4条に定める業務にあたった日に支給する  
方 法 現金

(2) 第5条に定める報酬

支給日 毎月の勤務に基づく報酬を翌月10日に支給する。  
方 法 銀行振込

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第10条 役員等は、法人職務証跡資料として、出席簿等の作成に協力するものとする。

(改正)

第11条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成23年10月1日より適用する。
- 2 この規程は、平成24年4月1日より適用する。
- 3 この規程は、平成25年3月1日より適用する。
- 4 この規程は、平成29年1月25日より適用する。
- 5 この規程は、平成29年4月1日より適用する。
- 6 この規程は、平成29年6月17日より適用する。